

■ 男性の育児休業等の取得率または男性の育児休業等および育児目的休暇の取得率 (法令に基づく情報公表)

公表日：2025年8月1日

育児・介護休業法の改正により、令和7年4月1日から、男性労働者の育児休業等の取得状況を年に1回公表することが義務付けられました。これを受け、本法人でも男性労働者の育児休業等の取得割合を公表しております。

	令和6年度	令和5年度
男性労働者の育児休業取得率	— (該当者なし)	100%
女性労働者の育児休業取得率	100%	100%

▶対象期間：

- (1) 令和5年度（算定期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日）
- (2) 令和6年度（算定期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日）

▶算出方法：育児休業等をした男性労働者の数÷配偶者が出産した男性労働者の数

▶付記事項：育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

- (1) 育児休業（産後パパ育休を含む。）
- (2) 育児介護休業法第23条第2項（3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）
又は、第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業